



## 実証事業公募 Q&A

令和7年7月18日

一般社団法人長野県林業コンサルタント協会（以下：「協会」という。）が主伐・再造林低コスト造林技術等モデルを実施する団体等を公募し、実証事業を行うための実証事業公募等の Q&A です。

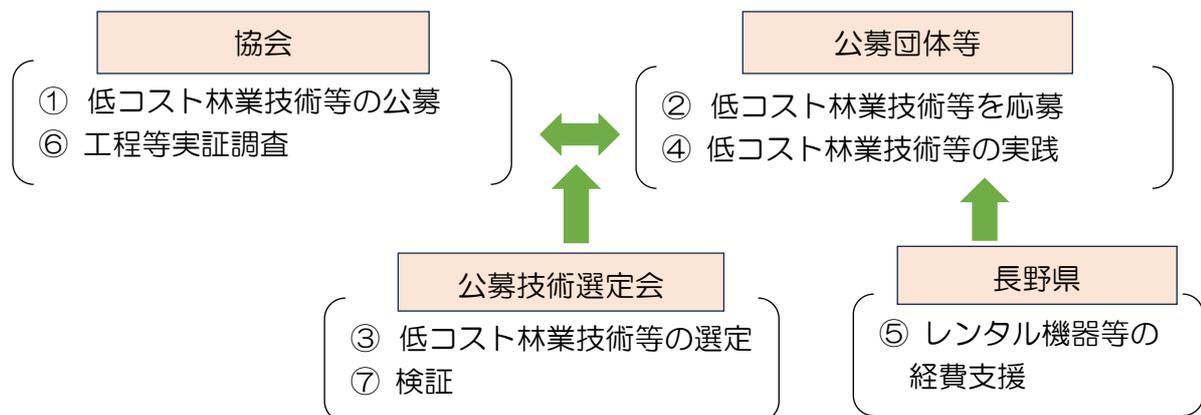
先端技術を活用して、主伐・再造林の推進に資する  
 実証事業を公募します！



### 1 事業の目的は？

長野県が実施する「令和7年度スマート林業構築普及事業（先端林業技術公募・実証事業）業務委託」のうち、林業現場における長野県に適した省力化・低コストの「技術革新」、特に先進的な主伐・再造林の推進に資するための低コスト造林技術等の実証を行い、県内に広く有効事例の普及啓発を行うことを目的としています。

### 2 令和7年度スマート林業構築普及事業 先端林業技術公募・実証事業はどのようなスキームとなっているのか？





### 3 一般社団法人長野県林業コンサルタント協会の役割は？

先進的な主伐・再造林の推進に資するための低コスト造林技術等の実証を行い、県内に広く有効事例の普及啓発を行います。次の①から④を実施します。

- ① 公募型実証の選定（3者）
- ② 工程調査・解析・取りまとめ
- ③ 説明会の開催
- ④ 業務報告書作成

### 4 対象団体に市町村等の団体が入っています。林業事業者だけではないのですか？

事業は、市町村等の行政機関が事業体に委託する森林整備（主伐・再造林）事業も対象とします。この場合は、申請者は委託者となります。

ただし、行政機関等からの委託事業において、受託者である事業者が申請者となることも可能です。受託者が申請者となる場合は、委託者の承諾を得てください（承諾書または仕様書に記載されていることが必要）。

### 5 3実証事業（3団体）とありますが、地域を限定されるなどの地域要件等がありますか？

本年度は3実証事業です。3団体に限定します。地域要件はありません。

### 6 省力化・低コストに資するICT技術・リモートコントロール（遠隔操作）技術等の最先端林業技術とありますが、具体的にどのような技術ですか？

要項の4ページに参考となる事例（別添：参考資料-1）を記載しています。URL等を確認していただき、地域に適した先端技術と考えられる技術を選択して提案してください。

また、機械メーカーと協力して、他事例の無い最新技術も検討してください。

### 7 協会が実証調査をするとありますが、どのような調査で、どのような協力をするのですか？

実証事業の省力化・低コストの調査として次の①～③を行います。



- ① 実証地の立地等基本情報の取得（ドローンによる記録等）
- ② 先端技術の機器情報の取得（カタログ、実施団体間取り、一部メーカー間取り等）
- ③ ビデオ記録法による工程調査を想定しています。

協力いただきたい事項は、上記①と②の情報、③の調査日の調整等です。

例：提案技術（機械）によるが..... 😬

- 🚛 機械に GNSS 位置情報取得機器及びデジタルビデオカメラ（右図）を装着する場合あり
- 🚁 ドローンの場合は、提案機械による画像の提供及び別機体による追尾記録、元山・先山のビデオカメラ撮影等.....



8 森林所有者等関係機関、地域住民との間に係争が想定される事業とありますが、証明する書類が必要ですか？

実証事業を行った森林情報（個人情報を除く）を公開する予定としています。森林所有者等が知らなかったという事案が発生しないようにするため、森林所有者等関係機関に実証事業について申請する旨の説明を行ってください。可能であれば承諾を頂いた書類を準備してください。

9 実施費用の支援はないのですか？

実施（施業）の費用は申請者の負担になります。協会からの補助等の支援はありません。

ただし、公募に採択された事業については、ICT 技術及びリモートコントロール（遠隔操作）技術等、最先端機器のレンタル費用等の一部を長野県が支援することになっていますので、公募の申請書（計画書）に実証する先端技術機器の費用（レンタル費用等）を記載してください。

10 どのような視点で選定されるのですか？

「令和7年度 スマート林業構築普及事業 先端林業技術公募・実証事業 公募技術選定会（以下「公募技術選定会」という。）」において、新規性、実行性、想定効果、実施後の継続性、波及効果、調査協力体制を基準に選定します。



申請書に基づき、申請者自ら公募技術選定会において申請内容説明（プレゼンテーション）をしていただきます。プレゼンテーションの日時は申請後、改めてお知らせします。

申請書の内容及びプレゼンテーションにより、公募技術選定会委員による配点評価（100 点満点）を行います。採否を決定する目安は次のとおりです。

- （1）委員の「個別評価」の採点を集計し、合計点の平均点を用いる
- （2）平均点が 60 点未満の申請は不採用
- （3）平均点の上位から採用し、平均点が 60 点以上の申請であっても上位 3 者に満たない場合は不採用

詳細は、令和7年度 スマート林業構築普及事業 先端林業技術公募・実証事業「募集要項」及び「公募・選定要領」をご確認ください。

11 公募申請の内容（計画書：別記様式第2号）に添付する書類はありますか。

計画書（別記様式第2号）の最後尾に添付書類を記載しています。次の添付書類は必須です。

- ① 実証事業地の位置図（広域図・森林計画図・区域図等）
- ② 最先端機器のレンタル費用等見積書（必要な場合）
- ③ 最先端機器のカタログ

12 「プレゼンテーションは、公募技術選定会開催日に指定した会場において、1 団体 20 分、質疑 10 分として実施する」とありますが、プレゼンテーションはパワーポイント等を必ず使用する必要がありますか？

パワーポイントを必ず用いる必要はありません。申請書（計画書）に沿ってプレゼンテーションをしていただいで結構です。

なお、申請書（計画書）に実証事業機器等のカタログ等を添付してください。

また、パワーポイントを使用される場合は、申請書（計画書）の他にパワーポイントの資料等がある場合は、プレゼンテーション当日に 9 部資料を準備してください。パワーポイントのデータは USB 等の媒体で持参してください。コンピューター、プロジェクターは事務局で準備します。



### 13 事業期間は？

公募の採択通知（別記様式第3号）の日から令和8年（2026年）1月31日までに事業を完了するものとします。

### 14 「事業の実施及びその他事業の主要な内容の変更をしようとするときは、速やかに協会に申請して、その承認を受けるものとする。」とありますが、「主要な内容の変更」とはどのようなものですか？

選定された内容のうち、要項第6条に示す①～⑥に変更が生じた場合が該当します。特に④事業区分、先端技術（機械）の変更は主要な内容の変更となります。

速やかに変更申請をしていただきますが、内容によっては公募技術選定会の評価結果と異なる場合が想定されますので、再審査（公募技術選定会）により変更の可否を決定します。変更不可の場合は採択を取り消す場合があります。